

令和 6 年度前期

市民講師企画講座『まなびの教室』募集要項

1 趣 旨

第3次刈谷市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習講座受講後の継続的な学習や活動を支援するとともに、市民などが講座を企画し、自らが指導者として活躍する機会を提供する。

2 市民講師について

(1) 講 師 資 格：刈谷市在住・在勤・在学の方（グループでの応募も可）

(2) 募 集 人 数：5名程度

(3) 募 集 期 間：令和5年10月10日（火）～31日（火）

(4) 必 要 書 類：指定の計画書（様式1）及び誓約書（様式2）。

その他参考となる写真等がある場合は添付してください。

(5) 申 込 方 法：必要書類を作成し、事前に来館日時を電話予約の上、総合文化センターへ講師本人が持参してください。その際に簡単な質問をします。

3 開催される講座について

(1) 実 施 場 所：刈谷市総合文化センター（若松町2-104）

(2) 開 催 期 間：令和6年6月～令和6年9月

(3) 講 座 回 数：原則として6回以内

(4) 講 座 時 間：原則として1回60分～120分

(5) 講 座 内 容：ジャンル不問

(6) 定 員：15名程度（対象も自由ですが、託児室の設置はできません。）

4 講座開設の条件

(1) 次の場合は講座を開設できません。

- ・講座が政治、宗教、営利に関わる内容であるとき。
- ・その他不適切であると市教育委員会が認めたとき。

- (2) 講座の開催に係る総合文化センター及び市の業務は、次のとおりです。
- ・ 広報に関すること。
 - ・ 受講者の募集及び決定に関すること。
 - ・ 会場の提供に関すること。
- (3) 講座の開催に係る講師の業務は、次のとおりです。
- ・ 当日の運営（会場準備、進行など）に関すること。
- (4) 講師料については、受講者より受講料（教材費別）として受領することができます。
- ただし、受講料は一人1回300円までとします。
- ※確定申告等、諸税の手続きが必要となる場合には、各自対応をお願いします。
- ※材料は適切な価格のものを用意してください。
- ※著作権料が発生する場合は、講師負担となります。
- (5) 受講申込者数が最少催行人数に満たなかった場合、講座は中止とし、その場合の受講者への連絡は総合文化センターが行います。
- (6) 運動や工作の講座では、受講者の安全面に十分注意をしてください。また、必要に応じてレクリエーション保険などへの加入をお願いします。
- (7) 講座実施により知り得た個人情報、本講座以外で使用することができません。
- (8) 原則お子様を連れての指導はできません。（講師向けの託児もありません。）

5 総合文化センターの利用について

- (1) 利用できる部屋 研修室、講座室、陶芸室、創作活動室、調理実習室、和室、多目的練習室、音楽室、音楽スタジオ
- ※各階平面図・施設概要・貸出備品・駐車料金などの詳細につきましては、総合文化センターのホームページをご覧ください。
- (2) 開館時間 9時～22時
- (3) 休館日 毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）
年末年始（12月29日～1月3日）
- ※施設・設備の保守点検等で臨時休館する場合があります。

- (4) 使用区分 午前 (9時～12時)
午後1 (12時～15時)
午後2 (15時～18時)
夜間 (18時～22時)

※2区分を連続して使用することも可能です。

- (5) 受付時間も考慮した上で講座時間を決定してください。また、各使用時間帯の15分前には講座を終了し、施設のルールに基づいた片付け・清掃をお願いします。
- (6) マイクまたは音源を使用する場合は、使用できる部屋に制限があります。

6 選考、結果について

教えた経験のない方を優先に選考の上、全員に郵送にて通知します(11月下旬を予定)。

7 その他

- ・講座運営にあたって疑義が生じた場合は、総合文化センター及び市と講師が協議の上、決定します。
- ・大雨警報、暴風警報発令などによって施設が利用できなくなった場合は、講座が中止となる場合があります。
- ・ここに記載のない事項について協議が必要な場合は、総合文化センター及び市と講師で都度決定します。
- ・総合文化センター及び市の公式 SNS に講座の様子を掲載する場合があります。

8 連絡先

刈谷市総合文化センター 事業担当

〒448-0858 刈谷市若松町2-104

TEL : 21-7464 FAX : 21-7440